

No.	区分	質問内容	回答
1	募集要項	募集要項10ページ(5)入札項目に「出席者は、代表者である必要はありませんが、社内で委任を受けた方が出席ください。」とあるが、委任状の提出は必要か。	委任状の提出は不要です。
2	募集要項	既存車室の白線について、貴市により撤去いただけるのか、残置となるのか。 また、撤去となる場合、事業者との話し合いを基に一部残置に変更する等、事業者と協議の上決定することは可能か。	既存の白線は、残置で引渡します。運営事業者において必要に応じて撤去等を行ってください。
3	募集要項	自動販売機の設置は転貸に当たるとするが、所定の手続きを行えば設置することは可能か。	自動販売機については、事前に台数やゴミ回収頻度等を届け出いただいたうえ、交通局が隣接の交通局施設の管理に支障がないと認める範囲において、設置を認める予定です。ただし、その場合でも当該地の管理責任は、運営事業者に負っていただきます。
4	募集要項	審査基準について、解体にかかる費用が安ければ評価が高いなど、費用を抑えることで審査結果に有利に働くか。	解体費用が低廉であるかは評価の対象にはいたしません。類似工事と比較して著しく費用が高い場合は、詳細を確認させていただきます。また、場合によっては、当該項目の負担金を減額させていただく場合があります。
5	工事関連（解体）	解体対象の既存建物の図面の提供はあるか。 ない場合、杭があるのかないのか、杭の大きさ長さ、建物の大きさ長さ、構造の詳細、基礎の大きさ等が把握できる内容を提供いただけるか。	既存建物の図面はありません。運営事業者において事前調査を行い、状況把握を行ってください。
6	工事関連（解体）	募集要項 8 ページ(2)費用負担項目に「①既存建物の解体」については、調査費・とりこわし工事費・敷地整備工事費など関係費用を対象としますが、既存建物の敷地内に係る費用に限ります。」とあるが、敷地整備工事費内に舗装費用は含まれるか。	既存建物の敷地範囲内の舗装費用に関しては、費用負担の対象とします。
7	工事関連（解体）	建物基礎解体に指定はあるか（全撤去が必要かどうか）。	基礎等は全て撤去してください。
8	工事関連（解体）	地中埋設物が発生した場合の対応はどうなるのか。	現時点では想定し難い事情が発生した場合、交通局が負担することを原則とし、別途協議とします。
9	工事関連（電気）	現地に引込柱があると思うが、平面駐車場に使用する電力は引込柱を利用しても良いか。新たに事業者側で引込を行う必要があるか。	無電柱化しているエリアであり、資料 6 に記載している引込柱からの電力の引込はできません。一般電源の引込については、解体予定の既存建物南西側の位置を基準として、運営事業者にて申請等の手続きをしてください。
10	工事関連（電気）	外灯①撤去後の既設外灯への接続について、ポール撤去後の位置に屋外ア"ル"ック等を設置し接続と考えてよいのか。	ポール撤去後の位置に屋外ブルボックス等を設置して接続してください。
11	工事関連（電気）	外灯②の安定器盤はどこに移設になるのか、また既設外壁照明器具から電源を分岐するとなっているが、 灯具のところからの分岐と考えてよいのか。	外灯②の安定器盤は、令和 7 年12月頃のLED照明器具更新の際に不要となりますので、移設は不要です。 電源の分岐は灯具のところから行ってください。
12	工事関連（電気）	外灯②の灯具取付用架台は新設と考えてよいのか。	灯具取付用架台は新設してください。
13	工事関連（フェンス）	募集要項 7 ページ(4)に【該当地への車両の出入りは、南側の前面道路側から行うこととします。】とあるが、南沿いのフェンスにある門を開放いただけるという認識でよいのか。それとも新たに事業者の方でフェンス撤去を行うなど、新たに出入り用の通路の確保を行う必要があるか。	該当地への車両の出入りを南側の前面道路側からとしたのは、交通局敷地の車両運行の安全を確保するためです。南側の既存のフェンス門の使用は可能です。
14	工事関連（フェンス）	募集要項 7 ページ(3)「御崎ビルの駐車場と当該地の境界には、運営事業者の責任と費用負担によりフェンスを設置してください。」とあるが、該当地の北側境界と西側境界にフェンスを新設する、という認識でよいのか。	北側と西側の敷地境界に加え、当該地南側の防災行政無線のスペースと当該地の境界についてもフェンスを新設してください。また、防災行政無線のスペースには、交通局が立ち入ることができるよう、ドア等を施工してください。
15	工事関連（フェンス）	フェンスの仕様（種類、サイズ）に指定はあるか。	フェンスの高さは既設のメッシュフェンスと同程度、性能は同等以上としてください。
16	工事関連（フェンス）	既存フェンスの流用は可能か。	可能です。ただし、劣化や汚損が酷く、当該地の管理上不適切な場合を除きます。なお、既存フェンスを流用した後に劣化等が進み、管理に支障が生じた場合は、運営事業者において必要な更新をしてください。
17	工事関連（フェンス）	フェンス設置の仕様として、下面とGL（グランドレベル）の距離に指定はあるか。	フェンスの下面とGL（グランドレベル）の距離は、既設のメッシュフェンスと同程度としてください。当該地には傾斜がありますので、設計時は留意ください。